

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公表番号】特表2017-523188(P2017-523188A)

【公表日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2017-504752(P2017-504752)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/519 (2006.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/519 Z N A

A 6 1 P 35/02

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月31日(2018.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

EP300、MLL2、BCL-2、RB1、LRP1B、PIM1、TSC2、TNFRSF11A、SMAD4、PAX5、及びCARD11から選ばれる1つ以上のバイオマーカー遺伝子に修飾を有しない個人における、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)の治療のための薬剤の製造におけるイブルチニブの使用。

【請求項2】

前記個人が、EP300、MLL2、BCL-2、RB1、LRP1B、PIM1、TSC2、TNFRSF11A、SMAD4、PAX5、及びCARD11から選ばれる2つ以上のバイオマーカー遺伝子に修飾を有しない、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記1つ以上のバイオマーカー遺伝子が、BCL-2、RB1、LRP1B、PIM1、及びTSC2から選ばれる、請求項1または請求項2に記載の使用。

【請求項4】

前記EP300、MLL2、BCL-2、RB1、LRP1B、PIM1、TSC2、TNFRSF11A、SMAD4、PAX5、及びCARD11遺伝子に関連する前記修飾が、前記EP300、MLL2、BCL-2、RB1、LRP1B、PIM1、TSC2、TNFRSF11A、SMAD4、PAX5、及びCARD11タンパク質に修飾をもたらす、請求項1～3のいずれか1項に記載の使用。

【請求項5】

前記BCL-2タンパク質が、アミノ酸残基4、9、33、47、48、49、60、68、74、113、114、120、122、129、131、165、197、198、200、201、203、及び206に対応する位置で、1つ以上の修飾を含む、請求項4に記載の使用。

【請求項6】

前記修飾が、A4S、Y9H、G33R、G47A、I48S、F49L、A60T、R68K、T74N、T74S、A113G、E114A、H120Y、T122S、R129H、A131V、E165D、G197R、G197S、A198V、G200S

、D201N、S203N、及び206Wを含む、請求項5に記載の使用。

【請求項7】

DLBCLが、活性化B細胞DLBCL(ABC-DLBCL)、胚中心B細胞様DLBCL(GBC-DLBCL)、または未分類DLBCLである、請求項1～6のいずれか1項に記載の使用。

【請求項8】

前記DLBCLが、再発性または難治性DLBCLである、請求項1～7のいずれか1項に記載の使用。

【請求項9】

CD79Bにおける芳香族残基への修飾、及びMYD88におけるアミノ酸位置198または265での少なくとも1つの修飾を有する個人における、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)の治療のための薬剤の製造におけるイブルチニブの使用。

【請求項10】

CD79Bにおけるアミノ酸位置196での前記修飾が、Y196Fである、請求項9に記載の使用。

【請求項11】

MYD88におけるアミノ酸位置198での前記修飾が、S198Nである、請求項9に記載の使用。

【請求項12】

MYD88におけるアミノ酸位置265での前記修飾が、L265Pである、請求項9に記載の使用。

【請求項13】

前記個人が、CD79B及びMYD88において、Y196FとS198N、またはY196FとL265Pの前記修飾の組み合わせを有する、請求項9に記載の使用。

【請求項14】

前記DLBCLが、活性化B細胞DLBCL(ABC-DLBCL)、または未分類DLBCLである、請求項9～13のいずれか1項に記載の使用。

【請求項15】

前記DLBCLが、再発性または難治性DLBCLである、請求項9～14のいずれか1項に記載の使用。

【請求項16】

ROS1におけるアミノ酸位置15での修飾が無い個人における、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL)の治療のための薬剤の製造におけるイブルチニブの使用。

【請求項17】

ROS1におけるアミノ酸位置15での前記修飾が、A15Gである、請求項16に記載の使用。

【請求項18】

ROS1における前記A15G修飾が、前記個人が、進行性DLBCLを発症したか、または発症する可能性があることをさらに示す、請求項17に記載の使用。

【請求項19】

DLBCLが、活性化B細胞DLBCL(ABC-DLBCL)、胚中心B細胞様DLBCL(GBC-DLBCL)、または未分類DLBCLである、請求項16～18のいずれか1項に記載の使用。

【請求項20】

前記DLBCLが、再発性または難治性DLBCLである、請求項16～19のいずれか1項に記載の使用。